

第35回大阪府環境審議会会議録

開 催 日 平成19年11月30日

開 催 場 所 武藤記念ホール

第35回大阪府環境審議会

開会 午前10時

司会（磯田） 長らくお待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第35回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきますのは、環境農林水産部みどり・都市環境室の磯田でございます。よろしくお願いいたします。

皆様方にはお忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の志知からごあいさつ申し上げます。

志知環境農林水産部長 おはようございます。大阪府の環境農林水産部長の志知でございます。第35回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方にはご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございます。また、日ごろから環境行政をはじめ府政の各般にわたりご支援、ご協力を賜っておりますことに対しまして、この場をおかりし、厚く御礼を申し上げます。

本日の審議会では、審議事項が3件、報告事項が3件と、多くの案件がございます。

まず、緑地環境保全地域に係る「保全計画」の変更につきましては、緑地環境保全地域の指定から相当年数が経過し、植生の変遷などにより、適切な保全手法等も変わりつつあることから、保全計画の内容を変更することについてお諮りするものでございます。

また、廃自動車認定が困難な場合の処分期間の短縮につきましては、遺失物法等の改正を受け、所有者等が判明しない場合における公示から処分までの期間を3カ月間に短縮することについてお諮りするものでございます。

次に、7月の審議会で諮問させていただきました、亜鉛含有量に係る排水基準の見直し及びほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しにつきまして、水質規制部会から報告をいただくことになっておりますので、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

部会におかれましては、限られた時間の中、精力的にご検討いただき、報告をまとめていただきました。まことにありがとうございました。

このほか、報告案件といたしまして、専門部会でご決議いただきました、「温泉部

会における決議事項の報告」、大阪 21 世紀の環境総合計画の進行管理の一環として、本審議会のご意見をお聞きする「平成 18 年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告」、前回の審議会で答申をいただきました、「流入車対策に係る条例改正」の 3 件を予定しております。

盛りだくさんではございますが、委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

司会（磯田） 次に、資料の確認をさせていただきます。

お手元に議事次第、その裏面にですが、資料一覧、配席表、大阪府環境審議会委員名簿、環境審議会条例、それから、出席確認票というのをお配りしております。今回から委員及び幹事の皆様への報酬等の支出手続に際しまして、皆様の出席を確認できる書類の添付が必要となりましたので、お手数ではございますが、よろしく願います。なお、出席確認票にお名前を記載していただきましたら、そのまま机の上に置いていただければ、後ほど事務局のほうで回収をさせていただきます。

本日の議事に係る資料でございますが、資料 1 - 1 から 1 - 4、資料 2 - 1 から 2 - 5、資料 3 - 1 から 3 - 3、それから資料 4、資料 5、資料 6 - 1 から 6 - 3 でございます。お手元で不足しているものがございましたら、こちらのほうでご用意させていただきますので、よろしく願います。

なお、本日の出席委員でございますが、委員定数 44 名のうち、26 名の方のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第 5 条第 2 項の規定に基づきまして、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それから、本日、ご出席いただいております委員及び幹事の皆様につきましては、お手元にお配りしております配席表にお名前を記しておりますので、ご紹介は省略させていただきます。

まず、資料 1 及び資料 2 - 1 によりまして、大阪府環境審議会に諮問をさせていただきます。

志知環境農林水産部長 地黄湿地及び三草山大阪府緑地環境保全地域に係る保全計画の変更について（諮問）。

標記保全計画の変更に当たり、大阪府自然環境保全条例第 17 条 3 項で準用する同条例第 11 条第 4 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。よろしく願います。

します。

廃自動車認定が困難な場合の処分期間の短縮について（諮問）。

標記について、別紙のとおり、貴審議会の意見を求めます。よろしくお願いいたします。

司会（磯田） それでは、ただいまから、議事に入りたいと存じます。

南会長、よろしくお願いいたします。

南会長 改めまして、皆様、おはようございます。朝早くから第35回大阪府環境審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。議事進行にご協力、よろしくお願い申し上げます。

早速、議事次第に従いまして、議事1から入らせていただきます。ただいまお受けいたしました諮問で、緑地環境保全地域に係る保全計画の変更ということについて、事務局のほうからご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

岡本自然みどり課長 みどり都市環境室自然みどり課長の岡本でございます。

審議事項1につきまして説明させていただきます。恐縮ですが、座らせていただきます。

資料1-1で配付しております諮問書の写しのとおり、大阪府緑地環境保全地域に係る保全計画の変更につきまして、大阪府自然環境保全条例第17条第3項で準用する同条例第11条第4項の規定により、本審議会の意見を求めるものでございます。

審議内容の詳細につきましては、後ほど写真を使いながらスクリーンのほうで説明させていただきますが、概要を先に説明いたします。

資料1-2をごらんください。

大阪府緑地環境保全地域は、現在、平成4年に指定いたしました三草山と、平成10年に指定いたしました地黄湿地の2カ所がございます。このうち三草山は、クヌギ、コナラ、ナラガシワなど、まきや炭をとるための、いわゆる薪炭林と呼ばれるものでございますが、その特有の樹種からなる森林で、日本に生息するミドリシジミ類のチョウ類25種類のうち、10種類が生息している、大変貴重な自然環境を有するということから、平成4年に三草山の14.48ヘクタールを保全地域として指定しております。

また、地黄湿地は、湿地面積自身1ヘクタール未満のものでございますが、サギソウ、トキソウなどの貴重なものをはじめとする97種類もの多様な植物が自生し、動物では、モリアオガエル、ハッチョウトンボなど、府内でも生息地が限定されている

生物が生息する貴重な自然環境を有することから、その湿地の集水域全域となる地域、17.7ヘクタールを保全地域として指定しております。

両保全地域における保全管理の状況でございますが、両地域ともに、指定以降、財団法人大阪みどりのトラスト協会が保全活動の主体となっております。そして、トラスト協会みずから、もしくは開催するボランティアによる保全活動を通じまして、地元住民だけではなく、広く府民の協力や理解を得て、保全管理がなされております。

しかしながら、指定からの時間の経過により、地域内の自然環境や利用に関する状況の変化に起因する新たな課題も生じてきている状況がございます。今回、諮問いたします保全計画書の変更につきましては、それら新たな課題に対応していく必要があることから行うものでございまして、その中でも特に大きな課題と、それに応じた変更点は2点ございます。

1点目は、三草山における保護すべき野生動植物の種類の拡充でございます。これは、実態といたしまして、三草山の保全区域内において、現在ではミドリシジミ類のみ捕獲等を禁止しておりますが、ミドリシジミ類の捕獲が目的と思われる昆虫採集者がよくこの周辺に参りますが、注意喚起をいたしましても、実際、パトロールいたしましても、何をとりに来ているかということと言い争いになりまして、結局、相手の方が、例えば、指定していない昆虫をとりに来たということであれば規制もできません。そういう形でなかなか採集者を排除したりすることができないという現状がございます。今回の変更では、それに対応するため、当該地域でのすべての動物の捕獲等を原則禁止する内容としております。つまり、変更案では、現行のミドリシジミ類だけのところから、すべての動物種ということにさせていただいております。

また、もう1点は、三草山において許可なく伐採できる方法及びその限度の変更でございます。これは、現在、保全計画で三草山周辺の保全育成のための手法として許される樹木の伐採方法が、木を残しながら選択的に伐採する。つまり、森の中に木が生えているものを幾つか選択的に何本か間引きするような方法、これを択伐と言っておりますが、択伐という手法で認められておるのですが、この手法では木を切った後から新しい苗木を植えましても、十分な光を得ることができなくて、結局、成長があまりされていないという状況でございます。樹木の更新が進んでおりません。

これに対しまして、もともこの地域は先に説明しました、地域の人たちがまきや炭をとるために木を切っていた里山でございますので、その里山の整備方法である、

いわゆる一定面積をまとめて全部切ってしまうのですが、面積はそれほど広くはございません。これを皆伐と呼んでおりますが、そこで1つ、広場のようなものをつくる。そうすると、木の切り株の横から芽が出る。これを萌芽更新と呼んでおりますが、こういう方法によって新たな木を育てていくという形に変更させていただくものでございます。つまり、伐採方法につきまして、現行の択伐というものから、先ほど言いました萌芽更新という方法による周辺の皆伐、すべて切るといふものへと変更しております。

そもそもここにいろんなミドリシジミ類のチョウ、10種類も生息しているというのは、多様な環境があったからで、いわゆる高い木ばかりではなく、地域の人が里山としてまきや炭をとるために木を切っていて、また低い木もあったということで、高い木を望むチョウチョとか、低い木を望むチョウとか、そこで多様な種類がいました。高い木ばかりではこういう多様な種が生存するには適さない環境であるということで、木を切っておったのですが、なかなかうまく育たないということで、今、こういう方法に変えさせていただくものでございます。これらの変更は、三草山の緑地環境保全地域の、より適切、かつ円滑な保全を推進するために重要なものとなっております。

また、この2点以外にも、両地域の指定した年次の違いによる記載内容のずれや、あるいは指定後の環境の状況に合わせた変更も行っております。

それでは、今、説明させていただきました審議事項の詳細につきまして、これからパワーポイントにより、写真を使いまして現状を説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

池口自然みどり課長補佐 それでは、前のスライドをごらんください。

(パワーポイント使用)

大阪府緑地環境保全地域の保全計画の変更につきまして説明させていただきます。保全計画と申しますのは、区域内の自然環境の保全のための規制または施設に関する計画、そういうものであるということでご理解ください。

この写真は、紅葉の三草山、及びゼフィルスと呼ばれるミドリシジミのチョウチョが右下に見えております。

現在、自然環境保全条例の規定に基づいて指定しております緑地環境保全地域、これは大阪府内で2カ所、いずれも能勢町域に指定しております。いわゆる里山と呼ば

れる三草山地域、それと、府内に残された貴重な湿地であります地黄湿地の2カ所で、面積はいずれも15ヘクタール前後となっております。

これは、三草山の指定区域内の状況です。ナラガシワ、クヌギ、アベマキ、コナラ、こういった落葉広葉樹の広がる里山で、昔は燃料として炭やまきを供給する森となっております。

これは、地黄湿地の様子です。白く見えますのがモリアオガエルの卵、卵塊です。ここには、サギソウ、モウセンゴケ、ハッチョウトンボをはじめ、大阪府内では絶滅が危惧される生き物が多く見られます。

今回、本審議会に諮問させていただきます保全計画の変更点は、大きく3点ございます。1点目は、三草山における保護すべき種の変更、2点目は、同じく三草山における樹木の伐採方法の変更、3点目は、三草山及び地黄湿地、両地区の設置可能施設の変更、以上3点でございます。ここでは、主に1点目と2点目の三草山における変更などにつきまして説明させていただきます。

先ほども紹介しましたように、三草山では、日本に生息するミドリシジミ類、これはチョウチョの名前ですけども、ゼフィルスというふうに呼んでいますけれども、日本に生息する25種類のうち、10種類が生息しているということです。そして、先ほど表紙、今、画像の右下にあります青色のチョウチョですけども、ヒロオビミドリシジミ、これは大阪府内ではこの三草山が唯一の生息地というふうになっております。このチョウチョが産卵や、幼虫の食べ物としてナラガシワという落葉広葉樹を利用しております。

手入れされた健全な森として維持するために、財団法人大阪みどりのトラスト協会が中心になりまして、ボランティアの方々と一緒に、ほぼ毎月、里山保全活動を実施しております。また、毎年6月ごろにはゼフィルスの観察会も開催しております。

これは、ドングリから発芽したナラガシワという木ですね。これに十分な日が当たるように周辺の草を刈り払っているところです。

これは、伐採した木を使いまして、シイタケの菌を植え込んでいるところです。このようにこちらの三草山の活動もその活動の幅が広がりつつあるといった状況でございます。

それでは、1点目の、三草山における保護すべき種の変更について説明させていただきます。

現行の計画ではゼフィルスと呼ばれるミドリシジミ類のチョウチョ、これは捕獲を禁じております。しかし、現場では違法に捕獲される方、そういうゼフィルス類をとりに来られる方、これに注意しましても、そういったチョウをとりに来ているんじゃない、ほかの虫をとりに来たんだというふうな言い逃れができるということから、保全活動を行ってくださるボランティアの方々といろいろトラブルが生じておりますので、保全すべき種を変更しようというふうに考えております。具体的には、現行のミドリシジミ類のみという捕獲禁止種をすべての動物種に変更したいというふうに考えております。これが1点目でございます。

次に、2点目の、三草山における樹木の伐採方法の変更について説明させていただきます。

現行の計画では、伐採方法を択伐としております。択伐といいますのは、樹木を一斉に切るのではなくて、いわゆる間引きするというやり方でございます。写真のとおり、樹木を間引いたところにナラガシワの苗木を植えているというところなんです。写真を見ていただきますと、黄色とか緑色の筒状のものがありませんけれども、これはこの地域、野生のニホンジカがおりますので、シカに食べられないように保護しているネットでございます。この場所では苗木の植栽後、数年経過しておるんですけども、このチューブの中を見ますと、ほとんど成長していない。ほとんど見えませんが、もう七、八年たっていますのでかなり大きくなっているはずなんですけども、ごらんとおり、成長していないという状況が多く見られております。

これが、現行の択伐という方法を模式図であらわしたものです。左の上のほうを見ていただきますと、こういうふうに落葉広葉樹が並んでいますけれども、バツ印が入っていますけども、その木を抜き切りする、これが択伐。先ほどの写真のとおり、この方法では、切った後に苗木を植えていますけれども、日光の量が少ないということで、あまり成長ができない結果というふうになっています。そこで、この伐採方法というのを択伐から、先ほど説明にありましたように、昔ながらの萌芽更新という手法に倣ったものに変更しようと考えております。

ちょっと絵が細かくて見えにくいかと思うんですけども、左上のほうに木を切っている絵がありますけれども、そこから右のほうに行ってくださいと、切り株から出てきた芽を育てる。それで、これが成長して15年すると伐採、また切ると。それで炭やまきとしての燃料に使う。そしてまた、切った切り株から芽が出てきて、そ

れを15年育てて切るといふ、こういうサイクルによって森林を維持する方法、これを萌芽更新というふうに呼んでおります。

この写真は、萌芽更新による手法の具体例ですけれども、右上の写真、これは茶色っぽく写っていますけれども、落葉樹ですので、冬場は葉が枯れて茶色になっております。この右上の写真は、伐採して、切り株から萌芽、芽が出てきて4年程度たったものですが、もう高さは2メートルぐらいに育っております。それと、左下のほうに、ちょっと見にくいですが、伐採の翌年、切り株から青々とした芽が育っているという状況です。

これは、昔、燃料として利用していた萌芽更新によって管理されている里山のイメージです。15年サイクルで伐採が繰り返されてきた山は、毎年燃料を確保する必要から、伐採直後のエリアのところから、伐採直前の15年たった樹林まで、いわば15通りの山がモザイク状に、パッチワーク状になっていたという状況です。つまり、それだけ多様な環境が維持されている中で多様な動植物、また、多様なゼフィルス類が生息していたというふうに考えております。よりまして、ここの環境を多様なものとして維持していくためにも、樹木の伐採方法を、現行の抜き切りである択伐から萌芽更新を基本とする方法へと変更したいと考えております。

最後の3点目の、これは三草山及び地黄湿地、両地区の設置可能施設の変更についての説明でございます。緑地環境保全地域内の環境を将来にわたって維持していくために、環境改善に資すると考えられることができる施設を保全計画の中に盛り込んでおこうというのが今回の変更の内容です。

具体的には、現行の計画に記載されている歩道、標識、防護柵、これに加えて、ボランティア活動がかなり活発になってきておりますので、例えば作業小屋であるとか観測施設、そういったボランティア活動等を円滑に進めていくために必要な施設を保全計画の中に追記したいというふうに考えております。

以上が、本審議会に諮問させていただきました、緑地環境保全地域における保全計画の変更内容です。ご審議のほうをどうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。
南会長　　どうもありがとうございました。

今、パワーポイントを使って、現状さらにその改善方法などについて、両地域に関する事務局からの提案をいただきました。ただいまの説明に対して、何かご質問とかご意見とか、ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

又野委員　　教えていただきたいんですけども、三草山のほうは平成４年に指定されてから、今までの間に、チョウチヨの生息について大きな変化があったとか、実際に、この種が絶滅したとか、そういう報告はあるのでしょうか。お教えいただきたいと思います。

南会長　　今の又野委員のご質問に対して、これは事務局、答えますか。専門家の石井委員、チョウチヨの世界的権威者もこちらにおられますので、どちらからお答えいただくほうがよろしいですか。

石井先生は府立大学の教授ですが、チョウチヨに関して、昆虫学会の会長、世界的にチョウチヨに関しての権威者でございますので、今のご質問に対して答えていただくのに最適かと思えます。よろしくお願ひします。

石井委員　　実は私、トラスト協会の副会長も務めておりまして、平成４年にここが指定されてから、私の研究室も三草山の管理、それから、地黄湿地もおくれて指定されましたけど、やってまいりました。

ただいまの又野委員のご質問ですけれども、指定された１９９２年（平成４年）から、ずっとチョウについてはモニタリング調査をしてまいりました。個体数の少ない種については、必ずいつも把握できるわけではありませんけれども、私の認識では絶滅したものは全くない。そして、これまでは、ちょっと余計なことと思ひますけれども、間引きの方法ですね。間伐のような方法と、それから、ササがどんどん生えてくるものですから、これを下刈りと言って、毎年それを刈り払うような方法をやっておりましたけども、ちょっと限界に来ていまして、木が高くなり過ぎて、これ以上木が大きくなり過ぎると、別のタイプの森になってしまうということで、条例上のネックがあって間伐しかできないというのを変えさせていただきたいと、こういうことでございます。

南会長　　ありがとうございました。よろしゅうございますでしょうか。

そのほか、ご質問、ご意見、ございましたら。今回のこの諮問は、変更ということでございますので、きょうご審議いただいて、諮問いただいて、即日答申という形式をとらせていただきたいというふうに考えております。改めて、この間に専門委員でご審議いただくという時間的余裕がないということよりも、これは変更でありますし、ずっとこれまでの観測結果に基づいた変更ということでもございますので、皆様のご質問、ご意見をいただいて、きょうご審議いただいて、答申にしたいと考えており

ますので、それらを含めてご意見、重ねてのご意見、ご指摘、ございませんでしょうか。

特にないようでございますので、それでは、ただいまの事務局（案）のとおり答申したいと存じますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

南会長 どうもありがとうございました。

それでは、1番のものは、事務局（案）のとおり答申とさせていただきます。

次も同様に、既にここでご審議いただいて、かなりご意見をいただきながら、これまで諮問してきた、答申してきたものでございますが、法令の変更に伴う認定、廃棄の間の時間を短縮したいということです。それでは廃自動車認定が困難な場合の処分期間の短縮ということについて、事務局のほうから、まずご説明をお願いします。

福原産業廃棄物指導課長 循環型社会推進室産業廃棄物指導課長の福原でございます。

本日お諮りしております審議事項2、廃自動車認定が困難な場合の処分期間の短縮についてご説明させていただきます。座ってご説明いたします。

まず、お手元の資料でございます。資料2-1、これは先ほど私ども諮問いたしました諮問文の写しと、裏面にその諮問の趣旨等の説明、別紙には、本日お諮りさせていただき内容を記載してございます。その内容について、少し読み上げさせていただきます。

廃自動車認定が困難な場合の処分期間の短縮について。

大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例第8条に規定されている所有者等が判明しない場合において、廃自動車と認定することが困難なときの処分期間について、公示の日からの経過期間を6カ月から3カ月に短縮する。参考として、現行条例の抜粋を記載させていただきます。

次のA3版の資料2-2につきましては、条例の概要及び改正案の概要を記載してございます。本日の諮問の内容に関連したことでございますので、この資料に基づき後ほど詳しくご説明させていただきます。なお、資料の2-3につきましては、現行の条例本文、資料2-4につきましては、今回の諮問に関係いたします参考法令を記載してございます。資料2-5につきましては、この条例制定に当たって、平成15年12月に答申をいただきました答申の抜粋、放置自動車を速やかに処理するための措置について記載させていただきます。その要旨につきましては、下段に四角

の枠の中に記載した２点でございます。１点目が、放置自動車を廃自動車と認定するための基準を設け、認定された放置自動車は処理できることとする。２点目が、認定が困難な場合は、告示してから６カ月を経過した日以降において処理できることとするという答申をいただいたところでございます。

それでは、本日お諮りしております事項に関しまして、先ほど申し上げました条例の概要及び改正案の概要につきまして、Ａ３版の資料２－２の資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、資料左欄の条例概要でございます。大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例は、放置自動車により生ずる支障を速やかに除去することにより、府民の安全で快適な生活環境の保全及び地域の美観の維持を図ることを目的に、放置の禁止、自主撤去の促進、並びに迅速・適正な処分を３つの柱といたしまして、平成１５年１２月の本審議会の答申を踏まえ、平成１６年３月３０日に公布され、１６年７月２２日に施行されたところでございます。

条例では、自主撤去を促進させるために、所有者等を究明するための調査や、所有者などへの勧告や命令などが規定されておるところでございます。それとともに、行政による処分を迅速に行えるようにするため、所有者等が不明で廃自動車認定ができる場合には、警告書の貼付日から１４日経過後に処分をできることが規定されております。また、所有者等が不明であって、廃自動車認定ができない場合には、公示から６カ月経過後に処分できることが規定されております。

次に、資料中央上段の、条例施行の概略フローでございます。

まず、放置自動車を発見した折には、警告書の貼付後、所有者が不明の場合には施設解除、車内調査、警察照会、運輸支局照会など、所有者等の調査を経まして、所有者が判明した場合は、所有者に対しまして撤去指導や勧告、また、撤去の命令、最終的には告発という手続をとって、その撤去を求めることとなります。

一方、所有者等の調査後、ナンバープレート等がなく、所有者が判明しない場合で、廃自動車が認定できるものについては、行政により廃自動車を処分することとなります。

また、所有者等が判明しない場合で廃自動車の認定ができないものにつきましては、条例の第８条による公示により、６カ月経過後に行政による処分ができることとされております。本日お諮りしております事項がこの部分でございます。

次に、資料中央下段の条例施行状況についてでございます。平成18年度の運用状況につきましては、放置自動車台数599台のうち、自主撤去台数が341台、行政撤去台数が149台となっており、今回対象となります第8条公示の6カ月経過後に処分した台数は、平成17年度では1台、18年度は2台という状況でございます。なお、この確認台数等は、本条例の適用範囲でございます、府の所有地管理地における台数でございます。

参考といたしまして、表1として、処理状況の推移を示しておりますが、条例施行前の平成15年度に比べまして、条例施行後の平成16年以降は所有者による自主撤去率が高くなっており、条例施行による一定の効果が認められると考えております。

次に、資料の右欄、上段の改正案の概要中、条例施行後における所有者が不明で廃自動車認定ができない場合には、公示して6カ月経過後に処分することとなりますが、この6カ月間の経過期間は、道路法や遺失物法及び民法を参考に設定されたものでございます。今般、参考といたしました遺失物法が、平成18年6月15日に改正され、6カ月の経過期間が3カ月間に短縮された改正法が、平成19年12月10日に施行される予定でございます。また、民法もそれに合わせまして、6カ月間の経過期間が3カ月間に短縮されております。大阪府といたしましては、放置自動車のより迅速な処理を行うため、遺失物法及び民法における改正を参考にいたしまして、条例第8条の6カ月間の経過期間を3カ月間に短縮することにつきまして、本審議会の意見を求めるものでございます。

最後に、資料右欄下段の今後の予定でございますが、本審議会の答申をいただきまして、12月から1カ月間、パブリックコメントを実施し、その後、2月府議会に改正条例案を上程、議決を経まして公布、並びに一定の周知期間後に施行いたしたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

南会長　　どうもご説明ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に対して、ご質問、ご意見、ございませんでしょうか。これは既に放置自動車の処分に関して、本審議会でお諮りしたときのことを思い出しておりますが、これだけの放置自動車があるということ自体が、我々の所有物の中で車ほど所有者のはっきりするものはないと思っておりますが、それでもなおこれだけの。

今もって600台近い、こんな放置自動車が府内だけでもあるというのは、これはほんとうに驚くべきことだと思いますが、3カ月短縮することでどれほどの効果がほんとうに上がってくるのか、よくわかりません。もう少し抜本的に、もうちょっと強制力を働かせて、ほんとうに、これはもう廃自動車、即刻罰金でも取ってやるというような、そういうほうに、短縮しないと余計、もとの所有者がわからなくなっていくということになるかと思いますが、ともかく現在は法律の変更に伴って、少なくともこれを、6カ月を3カ月にするという改正、これに関してご質問、ご意見はございませんでしょうか。

特にご異論はないと判断させていただきます。したがって、先ほど申しましたように、この審議会の審議を経て、答申とさせていただきたいと存じますが、よろしくございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

南会長　　どうもありがとうございました。

それでは、これを事務局案のとおり、6カ月を3カ月にするという答申をさせていただきます。ありがとうございました。

引き続きまして、それでは、議事の3番、亜鉛含有量に係る排水基準の見直し及びほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しということでございます。この問題は、既に第34回のこの審議会におきまして諮問がございまして、専門委員を加えた部会を設置して、審議をしていただいております。今般、部会としての取りまとめができましたので、部会長としてご尽力いただいた村岡部会長のほうからご説明をお願いします。

村岡先生、よろしくをお願いします。

村岡部会長　　水質規制部会の部会長の村岡でございます。座って説明させていただきます。

亜鉛含有量に係る排水基準の見直しとほう素等の排水基準に係る経過措置の経過措置の見直しについて、水質規制部会における検討結果をご報告させていただきます。

資料は、3-1が報告の概要です。3-2が部会報告の本文です。資料3-3が、部会で実施いたしましたパブリックコメントの結果でございますが、今日は主として資料3-1、横長の資料を用いましてご説明いたします。

この資料の右上に、審議経過等、点線の枠で囲っておりますけれども、本件につき

ましては、7月の環境審議会におきまして、知事から諮問を受けました。同日、水質規制部会に調査検討が付託されました。そこで、9月21日に第1回の部会を開催いたしまして、見直しについての基本的な考え方を確認し、排水基準の見直し案を取りまとめました。それによりまして、パブリックコメントの手続を行いますとともに、その結果を踏まえまして、11月8日に第2回の部会を開催して、部会報告を取りまとめさせていただきます。

見直し案は2つございまして、まず今見ていただいている資料の表が、亜鉛含有量にかかわる排水基準の見直しでございます。これから説明させていただきます。

亜鉛含有量につきましては、資料の上段の、これまでの亜鉛含有量に係る排水基準の枠組みにありますように、水質汚濁防止法、それから大阪府の上乗せ条例及び生活環境保全条例に基づきまして規制が行われてきております。その後、国の方で、左下にありますように、平成15年に水生生物保全という新たな観点から、全亜鉛につきまして環境基準が設定され、今年の11月に法に基づく排水基準が5mg/Lから、2mg/Lへと強化されました。今回、その上乗せ条例及び生活環境保全条例に基づきます亜鉛にかかわる排水基準を、法の規制強化を受けまして、どのように見直すかということで諮問を受けたわけでございます。

見直しの内容でございますけれども、水質規制部会では、排水基準の見直しに当たりまして、資料の真ん中にありますような、公共用水域の環境濃度の現状を踏まえまして、資料の右側に、矢印の横に書いておりますような3つの考え方を立てて検討を進めてまいりました。その結果、府域では、今回、亜鉛のような有害物質以外の項目について規制対象を日平均排水量が法の50立方メートル以上から、条例の30立方メートル以上のものに広げてきたことが、水環境保全に重要な役割をしてきた。これは、考え方1に基づくものでありますが、このことと府域の河川や海域における亜鉛濃度の現状、府域の事業場における排水実態、排水処理技術の水準等を総合的に勘案いたしまして、排水基準といたしまして、2mg/L、この値が適当であるとさせていただきます。

新設の事業場につきましては、すべての業種がこの2mg/Lの排水基準に従っていただくということが適当といたしましたけれども、既設事業場につきましては、府域の事業場の排水実態とか、あるいは業種特有の技術的な問題などを考えまして、電気めっき業についてのみ、5年間5mg/Lの暫定基準を設けることが適当といたし

ました。この暫定基準を設けるということの考え方は、考え方2に従っております。

また、基準が強化される既設事業場につきましては、従来の例も踏まえ、施行日から6カ月の猶予期間を設けるということ、これは考え方3に従っているわけですが、このようにいたしまして、亜鉛に係る排水基準の見直し案をつくったわけでございます。

それでは、もう1つの見直し案ですが、資料の裏のほうを見ていただきまして、これはほう素等3項目の排水基準に係る経過措置の見直しでございます。これについてご説明したいと思います。

まず、ここで言うほう素等3項目とは何かということですが、左上のほうの最初の囲みの表にありますように、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、この3つをほう素等3項目と呼んでおります。

この3項目は、既に平成13年7月に、人の健康に影響を及ぼす有害物質として法による排水規制が開始されました。それに対しまして、府域では上水道水源の保護の観点から、大阪の地図がございますが、網かけをしてある上水道水源地域等について、法の基準より厳しい上乘せ基準を設定しております。なお、この基準を直ちに遵守することは困難であるという業種もありますので、それについては暫定基準が設定されておまして、暫定基準が今年度末、つまり20年3月31日に期限を迎えるということから、その後どうするかということについての見直しにつきまして知事から諮問を受けたわけでございます。

まず、見直しの内容にかかわりまして、ほう素等3項目の公共用水域で、現状の濃度がどうかということですが、これは自然由来であるというはっきりした原因がある地点を除きますと、環境基準はすべての水域で達成しております。また、水道原水としても支障が生じたということはこれまでございません。したがって、何も見直す必要はないのかというと、そうではなくて、よりクリーンな水域をつくるという意味から暫定基準として、より厳しい方向で見直すということでございます。

その検討の考え方は資料の左下に書いておりますように、考え方1、2、3、4、5、これに沿って検討を行いました。その結果を右下の見直し案のところにとまとめております。

この枠の中、
、
とありますが、
が上水道水源地域についての見直し案で

す。これまでの事業場に対する指導等によりまして、排水実態の改善が見られることから、ほう素、ふっ素の各1業種は暫定基準を廃止する。また、ほう素1業種、アンモニア等5業種で暫定基準を強化するということが適当といたしました。このうち、食料品製造業と金属製品製造業につきましては、排水量を2つに分けて、そのランク別に一部強化を図っております。表でご覧のとおり、強化をしていることがわかります。

で、海域に適用する暫定基準についてでございますけれども、ほう素については、ほう酸製造業で強化を図っております。また、その他の業種につきましては、現行基準を延長して適用するといったしております。これはもともと海水が一定のほう素やふっ素を含んでおりますが、だからといって濃い濃度で捨てていいというわけではなくて、やはりそのところは人為的な排出によりまして海域が自然の濃度をさらに上回るような、その濃度上昇を招かないという観点から、陸域と同等の基準を適用するという考え方に基づくものであります。

は、それ以外の地域、すなわち上水道水源地及び海域以外でありますけれども、ここに適用する暫定基準につきましては、従来府域で実施しておりましたふっ素に係る排水基準の水準を維持するために、法の暫定基準を強化するという事で、従来の基準を延長して適用するということにしております。

また、生活環境保全条例に基づく暫定基準につきましては、法や上乘せ条例に基づく暫定基準の見直しに合わせて、基準の廃止、強化を行っております。

暫定基準の適用期間でありますけれども、法の暫定基準との整合性というものを考えまして、法と同じ3年間とすることが適当といたしました。なお、新しい暫定基準の適用に当たりまして、猶予期間は設けず、4月1日から直ちに適用することが適当としております。

また、今回の見直しに当たりまして、上水用の原水の取水がなくなったところがあります。茨木市内の佐保川の上流域でございますけれども、この部分については上乘せ規制の要件がなくなったということですから、上水道水源地域から除外することが適当と思えます。

以上で、見直しの内容を説明いたしましたけれども、この内容をもちましてパブリックコメントの手続きをとりました。それが、資料の3-3でございます。

パブリックコメントは、10月2日から11月1日まで1カ月間行いましたが、提

出されました意見は1通1件でございます。亜鉛含有量に係る排水基準の見直し案に関するものでございまして、いただきました意見は、電気めっき業者さんからのものでございます。排水基準を遵守するには排水処理施設の改善を行う必要があるが、資金の融資、補助が必要ですよというふうな意見でございました。部会の見解といたしまして、この電気めっき業につきましては、先ほど言いましたように、その特性を踏まえて5年間は現行の排水基準値を据え置くという暫定基準を設けることを適当といたしましたことと、その上で、排水処理装置の設置を含む環境保全の対策というものは、そもそも汚染者負担の原則に基づくものであるということでもあります。しかし、その際には府とか国の低利融資の制度の活用も効果的であるというふうに判断させていただきました。

資料3-2の分厚い資料が、今申しましたパブリックコメントの検討も含めまして、まとめた部会報告でございます。具体的な内容につきましては、既にご説明いたしましたが、この17ページをちょっとご覧いただきたいと思っております。

ここで、「おわりに」というところで、部会の中で検討しました結果、今後留意すべき事項をまとめております。まず、亜鉛のことにつきましては、暫定基準の適用期間中におきましても、早期に本来の排水基準が遵守されるよう、排水処理の適正化とか、製造工程の見直しなど、排水濃度の低減に向けた対策の指導を継続的に行うことが必要であるということ。

それから、法の規制強化も開始されたばかりであります。今回の、条例改正による規制強化とあわせまして、その効果を何らかの形で検証していく必要があるという検証の必要性を述べております。

また、今後実施される類型指定におきまして、というのは、現在、亜鉛につきましては府域では大和川が国の指定を受けておりますけれども、それ以外の河川はまだ類型指定されていないわけです。いずれこれは大阪府でも検討されて決まっていくものと思われましても、そういった類型指定を行う過程で、水生生物の生息状況とか、規制対象事業場以外も含めた排出源につきましてはの把握、あるいは、規制効果の見通しといったものを検討していく必要があるであろうということでございます。

また、上乘せ条例で、今回2mg/Lということにいたしましたけれども、今後の環境基準の達成状況や技術開発の動向を踏まえまして、必要に応じてこの基準値を見直していくということも必要であろうということです。

以上、4点を、亜鉛につきまして部会で述べられました意見をまとめたところでございます。

それから、ほう素等3項目につきましては、亜鉛と同様なんですけれども、排水濃度の低減に向けた対策の指導をやはり継続的に行うことが必要であることと、上水道水源地域の見直しにつきまして、環境基準の達成維持に支障を生じないように、適切な対応をすることが必要という、この2点をまとめさせていただきました。

以上で、水質規制部会の報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

南会長 部会長をお務めいただいた村岡先生、どうもありがとうございました。

この件に関しましては、7月の諮問以来、部会で精力的にご検討いただいて、このような報告書をまとめていただいたということで、部会長の村岡先生はじめ、委員の皆様方に対して厚く御礼申し上げます。パブリックコメントとして出てきたのは1件のようではありますが、それらも踏まえながら全体を取りまとめていただいております。以上の部会からのご説明に対して、ご質問、ご意見、ございましたら。蒲生委員、お願いします。

蒲生委員 質問ですが、資料3-2の5ページの検査結果のところですね。特定事業場の排水実態を調べたところということになっておりますので、文書上の検査ではないというのはわかりますが、そこで、どれだけの対策の裏づけとなる検査を規制対象の事業場に対して行ったのか。それから、誰がこれをやったのか。それから、やり方は何か予告してやるのか、抜き打ちでやるのか。この3点について、ちょっとお聞きしたい。

南会長 ただいまの蒲生委員のご質問に対しまして、まず、村岡先生。

村岡部会長 ただいまのご意見のように、届出の対象になる事業場というのは五千数百ほどございます。そういったことで、すべての個々の事業場について丁寧な指導とかはできないかもわかりませんが、一応、パブリックコメント等で公開しています。すべての関係資料をですね。あるいは、業界の団体にも情報提供いただいていると聞いております。具体的なことについては、事務局のほうからお答えいただくのがよろしいかと思っております。

南会長 事務局、どうぞ。

三浦事業所指導課長 環境管理室事業所指導課長の三浦でございます。

立入検査の状況についてでございますけれども、府域の規制対象事業場に対しまし

て、府及び大阪市など11市でございます、水質汚濁防止法の政令市によりまして立入検査を実施しているところでございます。

資料3-2の28ページをごらんいただきたいと思いますけれども、排水量別事業場数のところ、表でございますけれども、太枠部分ですが、特定及び届出事業場のうち、日平均排水量が30立方メートル以上の事業場につきましては1,175ございます。平成18年度における立入検査の状況につきましては、これらの事業場を重点的に行いまして、延べ2,298事業場に立入検査を行いました。今後とも政令市と連携いたしまして、排水基準遵守の徹底など、工場排水の規制指導に努めてまいりたいと考えております。なお、どういう方法でやるかということでございますが、抜き打ちでやっております。

以上でございます。

南会長 ありがとうございます。今のお答えはこの30立方メートル未満も含めてですか。

三浦事業所指導課長 30立方メートル以上の事業場(1,175)を重点に立ち入りしています。

南会長 そして、立ち入り箇所は。

三浦事業所指導課長 立ち入りは延べ2,298事業場に行いました。

南会長 1,100に対して2,200という数が。

三浦事業所指導課長 延べ数でございます、1回行くところと複数回行くところがございますので。そういうことです。

南会長 了解しました。30立方メートル以上のところが1,100余りある。それに対して延べ回数として2,298回、これを抜き打ち検査でやっとならうか、ということでございます。蒲生委員、よろしゅうございますでしょうか。

蒲生委員 要は、1,175は全部、少なくとも1回はやった。それを抜き打ちでやったということやね。

三浦事業所指導課長 そうでございます。

蒲生委員 わかりました。

南会長 事業場の数より多いので、私もちょっとおかしいなと思ったんですが、抜き打ちで複数回も含めて2,298回やっとならうか、という回答でございました。よろしゅうございますでしょうか。

そのほか、これに対してご意見、ご質問、ございませんでしょうか。

特にないようでございますので、それでは、ただいま、この専門部会のほうからご提案いただいた報告、これをもって本審議会の答申とするということによろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

南会長 特にご異論ないようでございますので、これを答申とさせていただきます。

村岡先生、重ねて本当にありがとうございました。

以上で、審議事項は終わりますが、引き続きまして、報告案件に移らせていただきます。報告案件は3件ございまして、そのうちの、まず第1は、温泉法に基づく温泉掘削等許可についてということでございまして、審議会条例第6条第7項の規定によりまして、この審議会において、この審議会の中にあります常設部会、温泉部会の決議をもって審議会の決議とするということになっております。このたび温泉部会におきまして本審議会にかわって諮問を受けて審議をいただいて、それをここでご報告いただくということでございます。この温泉掘削の問題は、このところ、この審議会では毎回毎回いろいろ課題があって、なかなか全部うまくいかないというケースが続いてまいりましたが、今回はそういう状況が解消されました。状況報告について、本日は、熊井部会長がご欠席でございますので、部会長代理として益田委員のほうからご説明を、まずお願いいたします。よろしく申し上げます。

益田部会長代理 益田です。座って報告させていただいてよろしいですか。

前回の大阪府環境審議会開催後、温泉部会を平成19年8月22日に開催いたしました。温泉部会の結果について報告をいたします。

それでは、お手元にお配りしております資料4をごらんいただきたいと思います。と存じます。

平成19年度第1回温泉部会では、知事から諮問のありました温泉掘削許可申請13件及び温泉動力装置許可申請2件につきまして審議いたしました。

温泉掘削許可申請につきましては、既存温泉への影響など、温泉の保護という観点から、申請時の地質状況、掘削深度、口径、ストレーナーの位置などについて審議いたしました結果、許可することに支障なしと決議いたしました。ただし、温泉掘削予定地が工業用水法や建築物用地下水の採取の規制に関する法律の規定による地下水採取の規制を受ける地域に該当するものについては、地盤沈下の防止と公益保護の観点から、ごらんのとおり、これら法令の規制に準じた条件をつけて許可することに支

障なしと決議いたしました。

一方、温泉動力装置許可につきましては、申請の動力装置が温泉源の保護の観点から、その温泉井戸に合わせた適正な能力であるかどうか審議いたしました結果、すべて許可して支障なしと決議いたしました。

以上です。

南会長 益田先生、どうもありがとうございました。

今回は、先ほど申しましたように、全申請について、ちょっと条件がついたものが2つございますが、支障ないという部会の結論を得たということでございました。どうもありがとうございました。

それでは、2つ目、引き続きまして、18年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策についてということで、本件は、環境総合計画の進行管理の一環として、進捗状況について本審議会委員の皆さんのご意見を聞いて、大阪府の考え方として公表しようとしているものでございまして、これについて事務局のほうから、パワーポイントを使って説明をしていただきます。よろしくお願いいたします。

森田地球環境課長 説明させていただきます。地球環境課長をしております森田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。座ってご説明させていただきます。

(パワーポイント使用)

それでは、前のスクリーンのほうをごらんいただきたいと存じます。

平成18年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策についてご報告をさせていただきます。

本報告は、昨年度における環境の状況と、本府が講じました施策を大阪21世紀の環境総合計画の施策体系に沿って取りまとめたものでございまして、環境基本条例により、毎年度大阪府議会9月定例会にご報告をさせていただいております。

まず、大阪21世紀の環境総合計画についてご説明をいたします。本計画は、平成13年6月に審議会からいただきました基本的な考え方の答申を踏まえて策定をしたものでございまして、環境基本条例の基本理念でございます、人の心が通い合う豊かな環境の保全と創造を目指し、2025年を目途に良好で快適な環境が享受できる豊かな環境都市大阪の構築を図ることを目標としております。

この長期的な目標を実現するための方策といたしまして、施策展開のための4つの

基本方向を掲げてございます。それぞれ循環、健康、共生・魅力、そして参加の4つでございまして、この図からもおわかりいただけますように、すべての主体が参加することを基本といたしまして、循環、健康、共生・魅力で掲げます、それぞれの取り組みを相互に連携させることといたしております。

次に、この環境総合計画の進行管理につきましては、いわゆるP D C Aサイクルによります進行管理、点検評価システムを導入いたしております。本日の審議会で委員の皆様方にご意見をちょうだいいたしますのは、チェックの段階、Cの部分でございしますが、段階でございまして、いただいたご意見を環境白書に掲載をいたしまして、広く府民の皆様方に公表いたしておるところでございます。このようなP D C Aサイクルによりまして、進行管理、点検評価を行い、府民の皆様への情報公開に努めていくことといたしております。

それでは、平成18年度の大阪の環境の状況につきましてご報告させていただきます。

1つ目が、大気質でございます。大気質につきましては、府内各地にございます大気測定局で常時測定をいたしております。一般環境大気測定局、略称を一般局と申しておりますが、これが71局、道路沿道で自動車の排気ガスの影響を把握する自動車排出ガス測定局、略称自排局と申しております、これが39局でございます。

上の表をごらんいただきたいと存じますが、二酸化窒素(NO_2)につきましては、一般局において平成15年度に初めて環境基準を100%達成し、18年度までの4年連続で100%を維持しております。自排局については、平成18年度は未達成の局が5局ございますが、長期的には改善傾向にございます。また、下の表の浮遊粒子状物質(SPM)につきましては、平成18年度は、一般局、自排局ともに2局が未達成となっており、今後とも100%達成に向けて諸施策を推進していく必要があると考えているところでございます。

次に、二酸化硫黄(SO_2)につきましては平成3年度から、それから一酸化炭素(CO)につきましては昭和54年度から引き続き環境基準を100%達成しております。また、下の表の光化学スモッグの注意報発令回数につきましては、平成18年度は17回となっております。これは、特に8月は太平洋高気圧の影響で大気が安定し、気温の高い日が多く、1カ月の発令回数といたしましては過去最多に並ぶ11回の発令があったことによります。光化学スモッグ対策としては、その原因物質で

ざいます窒素酸化物や揮発性有機化合物の対策を推進していく必要があると考えております。

続きまして、水質の状況でございます。毎年度、本審議会の水質測定計画部会でご審議をいただいております水質測定計画に基づき、各種項目について大阪府内の河川144地点や大阪湾の22地点で測定をいたしております。平成18年度の鉛、カドミウムなどの健康項目26項目につきましては、海域では全項目について基準を達成しております。また、河川では、鉛が1地点、ヒ素1地点、ふっ素2地点、ほう素が9地点で環境基準を超過いたしました。ふっ素、ほう素が超過した地点は、すべて河口に近く、海水の影響を受けたものと考えられますので、全体としてはほぼ達成という状況でございます。河川の有機汚濁の指標でございますBOD（生物学的酸素要求量）につきましては、平成18年度の達成率は、前年から上昇しておりますが、この10年間で見てまいりますと改善の傾向にございます。また、大阪湾のCOD（化学的酸素要求量）は、横ばい傾向となっておりまして、赤潮や貧酸素水塊の発生も見られます。

次に、化学物質の状況でございます。ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、毎年度大気、水質、土壌等におけるダイオキシン類の状況を把握することとなっております。平成18年度においては大気、地下水、土壌、海域で環境基準を100%達成しておりますが、河川水質では75地点中8地点で、河川底質については75地点中2地点で環境基準を超過しております。超過している地点につきましては、原因究明のための調査、流域事業所の指導などの発生源対策及びしゅんせつなどの底質浄化対策を実施しているところでございます。

次に、PRT法でございます。法に基づき、一定の要件に該当いたします事業者は、毎年度人の健康や生態系に有害なおそれのある354種類の化学物質につきまして、前年度における排出量などを都道府県を経由して国に届け出ることとなっております。平成17年度の大阪府内における化学物質の環境への排出量は、2万5,862トンで、全国の排出量の4.3%を占めてございます。また、アスベストにつきましては、府内34地点において調査を行いました結果、すべての地点の平均値は0.037本/Lとなっておりまして、測定下限値の0.03本/Lに近い、特に問題のないレベルとなっております。

次に、廃棄物の状況です。一般廃棄物の排出量及び1人1日当たりの排出量はとも

に減少傾向にございまして、17年度はそれぞれ約402万トン、1,241グラムとなつてございます。産業廃棄物の不適正処理件数につきましては、発生件数は3年連続で減少しており、地道なパトロールなどの未然防止活動の効果があらわれているものと考えておりますが、個々の事案につきましては、悪質巧妙化の傾向にあり、今後とも未然防止や徹底した指導を行ってまいります。

環境の状況の最後に、地球温暖化及びヒートアイランドという2つの温暖化について説明させていただきます。

2004年度の温室効果ガスの排出量は5,762万トンで、基準年度でございます1990年度の排出量と比べまして0.4%の減少、2003年度と比べますと1.7%の減少となつてございます。温室効果ガスの9割以上を占める二酸化炭素の排出量は、お示しのグラフにございますように、5,447万トンとなつてございまして、基準年度と比べ5.6%増加、2003年度と比べ2.6%減少となっております。

部門別に見ますと、産業部門では、長期的には減少傾向にございますが、民生部門におきましては増加が顕著となつてございます。

一方、ヒートアイランド現象につきましては、大阪における過去100年間の年平均気温は2.1℃上昇いたしており、全国平均よりも1.1℃上回っております。大まかにこの差がヒートアイランド現象による影響と考えられており、真夏日や熱帯夜数は増加傾向にございます。

続きまして、地球温暖化及びヒートアイランドという2つの温暖化に対する取り組みにつきましてご報告いたします。

まず初めに、温暖化の防止等に関する条例でございますが、エネルギーを多量に消費する事業者などから対策計画書の届け出を受け、府のホームページで概要の公表を行いました。計画によりますと、平成18年度から20年度までの3年間の温室効果ガス削減量は、約180万トンが見込まれてございます。

また、府民への地球温暖化対策の普及を促進いたしますため、毎月16日をストップ地球温暖化デーと定めており、エコアクションキャラクター、モットちゃん・キットちゃんを活用した歌やダンス、また啓発物品等を活用いたしまして、身近な環境配慮行動を呼びかけております。

ヒートアイランド対策につきましては、平成18年3月に策定いたしました熱環境マップをもとにシミュレーションを実施し、地域の熱環境の特性ごとに最も適したヒ

ートアイランド対策を取りまとめましたガイドラインを策定いたしました。

次に、大気質、水質、化学物質、アスベスト対策につきましては、まず、ディーゼル車買いかえの緊急融資として、中小企業者が自動車のPM法の規制に伴い、ディーゼルトラック等を買いかえる際、購入車両を担保に第三者保証人なしで利用できるディーゼル車買替緊急融資制度を金融機関等と共同で実施をいたしました。平成16年度から18年度までの3カ年で、合計662台につきまして融資を行ったところでございます。

次に、廃棄物の減量化、リサイクルの推進につきましては、再生資源業者を活用いたしまして、消費者の負担軽減を図る家電リサイクル大阪方式を推進するとともに、府内における廃棄物のリサイクルをより一層促進するため、平成16年度からリサイクル製品認定制度を始めており、18年度末までに358製品の認定を行ってございます。

次に、自然との共生の分野における施策でございますが、企業参加の森づくりを推進するため、放置されて荒廃した人工林や竹林を、企業等の参画により整備をいたしますアドプトフォレスト制度などにより、森づくりを推進しております。

講じた施策の最後といたしまして、環境配慮の仕組みづくりに関する施策についてご報告いたします。

環境情報の発信をするために、大阪府GIS情報提供システムエコナビを公開いたしました。これは、インターネットを用いて、大気、水質等の環境の状況や、緑、ため池の分布、生き物の出現などの自然環境の状況を地図上で参照できるようにしたものでございます。

最後に、環境総合計画に掲げた目標とその達成状況につきましてご説明させていただきます。

お配りをいたしております報告書においては、37ページから48ページとなっておりますが、施策展開の4つの基本方法でございます循環、環境、共生・魅力、参加の分野ごとに各項目の目標、進捗状況、達成状況について記載をさせていただいております。目標につきましては、平成22年度の目標でございます中間目標を基本として掲載をいたしております。

以上で、ご報告を終わらせていただきますが、最後にご説明いたしましたとおり、環境総合計画の進行管理の一環といたしまして、本審議会でご意見を聴取させていただきます。

だいておりまして、それを踏まえ、施策の内容や選択について見直しを図っていくものでございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。また、本日以降でもご意見等ございましたら、事務局までお寄せいただければと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

南会長 森田課長、ありがとうございました。

18年度、どういうことをやったかということについて事務局から幅広い事柄についてのご報告を行っていただきました。報告ということで、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日、最後の報告事項、3番目の流入車対策という問題について、事務局のほうから説明をお願いします。

藤本交通環境課長 環境管理室交通環境課長の藤本でございます。

資料の6-1、6-2、6-3につきまして、簡単にご説明申し上げます。

まず、大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部改正、資料6-1で、いわゆる流入車対策でございます。これにつきましては、7月の34回の審議会で答申をいただきまして、その後、7月から8月にかけて条例案のパブリックコメントを実施いたしました。17通36件のご意見をちょうだいしたところでございます。それを踏まえまして、9月議会に条例案を提案いたしまして、満場一致でご可決いただいたものでございまして、19年10月25日公布したものでございます。

真ん中の上のほうの目的でございます。これは答申の趣旨を踏まえまして、荷主、運送事業者、行政等の連携した取り組みによって二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の早期かつ確実な達成を図るというものです。それから、左の上を見ていただきたいと思えます。条例40条の14の1で、対象自動車でございます。これは貨物自動車とバスと特種、いわゆるとくだね自動車と申します。これを対象としてございます。

対象者、具体的にどういう方を対象にするかということでございます。上のほうは運送事業者、いわゆる車そのもの、それから、真ん中は荷主と旅行業者の方の対策でございます。それから、下のほうは、施設管理者と対象自動車の販売業者、あるいは賃貸業者を対象にしてございます。

一番上の対象自動車を運行する者、これは全国から入ってくる車そのものが対象で

ございます。対策地域を発地または着地する、そういう自動車を運行する方につきまして措置を講じるということでございます。そのうち、府域の中の特定運送事業者、この方については規模の大きい事業者に対しては、右のほうでございますが、措置状況について知事に報告をするということでございます。全国対象の運行を行うものにつきましては、車種規制適合車の使用を義務づけます。それから、それを義務づけた車種規制適合車にはステッカーを貼っていただきます。これを貼ることも義務づけております。そのうち特定運送事業者につきましては、それを遵守されたかどうかについて、知事への報告を頂戴すると、そういうような内容になってございます。

それから、中段でございます、荷主・旅行者等につきましては、対策地域内の事業所、あるいは事業所等に貨物等を運送される依頼者、いわゆる荷主さんにつきまして規定したものでございます。真ん中でございますが、荷主さんにつきましては、適合車の使用を求めていただきます。それから、適合車の使用を確認し、その結果を記録していただくということになります。

そのうち、特定荷主・特定旅行者、これは大規模なところでございますが、この方については、その措置状況の報告をお願いすることになってございます。

それから、施設管理者につきましては、大規模な施設でございます。重要港湾あるいは第一種空港、鉄道の貨物駅、そういうところにつきましては、ここに来る車につきましては適合車を使用してくださいという周知措置をお願いするものでございます。販売業者、賃貸業者も同様でございます。

罰則につきましては、それぞれ一番右のほうに書いてございます。

最後の項でございますが、ステッカーの表示につきましては、やはり荷主さん、あるいは施設管理者等が容易に、いわゆる府民が容易にわかる、そういうステッカーが必要ということで、その仕組みを今検討してございます。これにつきましては、2種類、まず適合車というマークと、それから、自動車Nox・PM法に基づきまして、非適合車でありましても、使用経過というのがございますが、車種別となっており、8年から12年の使用経過がございますので、それは経過措置対象車マークと、この2種類を用意いたします。それは、車検証と照合いたしまして、ここにナンバリングを行って配付し、それから貼っていただくと、そういうシステムでございます。

一番右の上の条例施行の時期でございます。これは平成20年4月1日から、このステッカー関係の条例部分を開始いたします。今、予算措置について調整していると

ころでございますが、それを貼り終えた後で、平成21年1月1日に運行規制の開始を行います。ただし、この特種自動車、いわゆる8ナンバーという特別装置を付ける車につきましては、答申におきましても、これは注文生産であって、一つ一つ非常に時間がかかるということで、適切な猶予期間を検討するようにとの留意事項を頂戴いたしておきまして、規則のパブリックコメントを行ってまいり、そこで私どもは、21年10月1日で提案してございます。

以上が、条例の一部改正の概要でございます。

次の資料6-2は、条例案の条文でございます。

それから、6-3につきまして、昨日まで、規則につきましてパブリックコメントを行ったものでございます。現在集約中でございますが、57通32件のご意見を頂戴しております。猶予期間の関係、あるいは閑空等の除外をしてはどうかと、そういうようなご意見を頂戴しております。整理いたしまして、年度内に規則も調えたい、と考えてございます。

内容につきましては、1、多数の対象自動車が入り出る施設の範囲。これは、先ほどご説明申し上げました重要港湾とか、列挙してございますが、それ以外の多数の対象自動車が入り出る施設の範囲につきましてご提案申し上げております。例えば、公有水面の埋め立て区域とか、そういうところでございます。

それから、経過措置対象車の範囲、これの下段に書いてございますが、特種自動車に対する経過措置と、そういうものについてご意見を頂戴しております。

それから、使用義務の適用除外の範囲というので、大阪でしか車検がとれない、車検の受検、あるいは修理・点検、そういうものにつきまして、適用除外の範囲についてご提案申し上げております。

それから、適合車のステッカーの表示場所につきましては、だれでもわかるようなところに貼っていただかなければなりませんので、対象自動車の前面、もしくは右側面の前部につけていただきたいという提案でございます。ステッカーにつきましては、大きさは丸いもので14センチ程度のものがございます。

以上でございます。

南会長 どうもありがとうございました。

この流入車対策の問題、本審議会でご審議いただいたばかりでございますが、進捗状況を含めてご説明いただきました。

全体にわたって、ただいまの3番目だけに限らず、せっかくの機会でございますので、全体の報告、ご質問とかご意見、ございませんでしょうか。

池田会長代理のほうから、ちょっとご質問を。

池田会長代理 先ほどご説明いただきました流入車対策について、これ、部会で検討したときに、ステッカーについては作成に費用がかかるわけですが、その費用について、実際にステッカーの交付を受けるものがどれぐらいの負担をすべきかという話になりましたが、それは今、どういうふうになっておりますか？

藤本交通環境課長 今、予算措置の最中でございますが、ただ、私どもといたしましては、大阪府が作成するというところで考えてございます。

池田会長代理 交付されるものは手数料や何かは払わなくていいということですか。

藤本交通環境課長 そのことは予定しておりません。

池田会長代理 わかりました。どうもありがとうございました。

南会長 そのほかに、特にご意見、ご質問など、ございませんでしょうか。

特にないようでございますので、これをもちまして、本日予定されていた議事、修了させていただきます。皆様、議事進行に対してご協力いただき、ほんとうにありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお戻しします。よろしく申し上げます。

司会（磯田） 南会長、ありがとうございました。

議事次第に記載しておりますその他というのについては、本日予定はございません。

閉会に当たりまして、環境政策監の吉川からごあいさつ申し上げます。

吉川環境政策監 環境政策監の吉川でございます。

本日は長時間にわたりましてご熱心にご審議いただきまして、「緑地環境保全に係る保全計画の変更」、「廃自動車認定が困難な場合の処分期間の短縮」について、及び「亜鉛含有量に係る排水基準の見直し及びほう素等の排水基準に係る経過措置の見直し」についてご答申をいただき、まことにありがとうございました。本日いただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、私ども、これからの環境行政に生かしてまいりたいと考えております。

また、報告につきましてもご意見をいただきまして、ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申しまして、簡単でございますが閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありが

とうございました。

南会長　　本日はどうもありがとうございました。これをもって終了させていただきます。どうもありがとうございました。

司会（磯田）　　本日、予定しておりましたのは、以上でございます。お名前を書いていたいただきました出席確認票でございますが、お机の上に置いてお帰りいただきますよう、よろしく願いいたします。

了